

回答

<質問および回答>

- ① 契約書(案)の契約不適合責任期間につきまして、ご確認をさせていただきます。【福井まちなかキャンパス情報処理演習室端末等 一式】案件について、ご提供しました物品につきまして、弊社の契約不適合責任の対象期間は、ご発注者様への物品の引渡しから1年間と考えておりますが、よろしいでしょうか。

⇒お見込みのとおりです。

- ② 別紙の仕様書に、メーカー保証期間の記載の無い製品があります。復元ソフト、中間モニタ、中間モニタ配信システムについてですが、他の製品と同じく、メーカー純正の5年間の保証があればいいでしょうか。

⇒差し支えありません。

- ③ PCにセキュリティーワイヤーは必要でしょうか。

⇒必要です。